

歯09 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科技工用アプレシブ研削器具（コード：70901000）

## カッティングディスク

### 【形状・構造及び原理等】

- 1)形状・構造  
炭化けい素、酸化アルミニウム等の砥粒とレジンとを結合させた技工用研削ホイール。
- 2)使用回転数  
10,000～最大12,000回転/分

### 【使用目的又は効果】

金属のスプルー切断、硬質レジンやポーセレンの形態修正等に用いる。

### 【使用方法等】

- 1)歯科技工用ハンドピース、歯科技工用回転駆動装置又は歯科用回転駆動装置に装着する。
- 2)回転させて、振れがないかを確認する。
- 3)ソフトタッチで断続的に被研削物に押し付けて研削する。

### 【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2)ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3)予め回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4)無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部の細い、長い、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがある。
- 5)切削時に、こじたりねじったりするような力を加えないこと。

### 【使用上の注意】

- 1)使用注意
  - ①指定の回転数を超えて使用しないこと。
  - ②損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等のあるものは使用しないこと。
  - ③本品の加熱や改造は行わないこと。
  - ④目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。  
もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
  - ⑤本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
  - ⑥本器具は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

### 【保管方法及び有効期間等】

- 1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2)歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

### 【保守・点検に係る事項】

- 1)洗浄・消毒・滅菌の際には、塩素系消毒剤は、使用しないこと。また、洗浄剤、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。
- 2)本品を洗浄・消毒する場合には手袋等を着用すること。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者  
株式会社 ビーディーアール  
愛知県名古屋市中白区原4-106